

富津市議会議長交際費の支出及び公開に係る基準

(趣旨)

第1条 この基準は、富津市議会議長（以下「議長」という。）が議会運営のため議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関する支出基準及び支出状況の公開について、必要な事項について定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費の支出は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、地域の慣習その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

| 区 分 | 支出内容 | 金 額 |
|-----|---------------------------------------|------------------------------------|
| 慶 祝 | 慶事に要する経費、祝賀会、式典に要する経費 | 10,000 円を限度とする。 |
| 弔 慰 | 葬儀等における香典、供花に要する経費 | 別表のとおり |
| 見舞金 | 病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費 | |
| 会 費 | 各種団体等の構成員として要する経費、各種団体等が主催する懇談会に要する経費 | 会費相当額。会費が明記されていない場合、会場、規模、実態等実費相当額 |
| 賛助金 | 各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費 | 10,000 円を限度とする。 |
| その他 | 以上に規定するもののほか、議長が必要と認める経費 | 社会通念上妥当と認められる金額又は実費相当額 |

(支出状況の公開)

第3条 交際費の支出状況は、富津市議会議長交際費支出状況（別記様式）により市議会ホームページで公開するとともに、議会事務局において閲覧に供する。

- 2 前項の公表は、当月分を翌月の20日（休日の場合は翌日）までに行う。
- 3 見舞金については、個人が特定できる部分は公表しない。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条）

| 対 象 | 区 分 | 弔 慰 | | 見舞金 |
|--------------------------------------|-------------------------|----------|------------|----------|
| | | 香典 | 供花 | |
| 地元選挙区選出国會議員・ 県議會議員 | 本人 | 10,000 円 | 花環又は 生花 | 10,000 円 |
| | 配偶者及び1親等の 尊卑属(同居に限る) | 10,000 円 | 花環又は 生花 | |
| | 2親等の尊卑属及び 傍系者(同居に限る) | 5,000 円 | | |
| 地元選挙区選出前(元)国会 議員・前(元)県議會議員 | 本人 | 10,000 円 | | 10,000 円 |
| 市議會議員 | 本人 | 10,000 円 | 花環又は 生花 | 10,000 円 |
| | 配偶者及び1親等の 尊卑属(同居に限る) | 10,000 円 | 花環又は 生花 | |
| 市長、副市長、教育長 | 本人及び配偶者 | 10,000 円 | 花環又は 生花 | 10,000 円 |
| 前(元)市議會議員、前(元) 市長、市長以外の前常勤特 別職 | 本人 | 10,000 円 | | 5,000 円 |

(注)

- 1 供花は、相手方の意向等の事情がある場合には、供物に代えることができる。
- 2 病氣見舞金は、本人が疾病又は傷害により14日以上入院を要した場合とする。

